



# 佐賀県公報

平成16年  
12月28日  
(火曜日)  
号外第3号

## 目次

(◎印は、県例規集に登録するもの)

### 訓令 甲

◎佐賀県職員勤務評定規程の一部改正

(二〇・職員課) 一

### ○ 訓令 甲

◎佐賀県訓令甲第二十号

本 庁  
現 地 機 関  
労働委員会事務局

佐賀県職員勤務評定規程（昭和三十四年佐賀県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

平成十六年十二月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

受訓先中「各出先機関」を「現地機関」に改める。

第四条第一号を次のように改める。

- 一 本庁の本部長、農林水産商工本部生産振興部長、県土づくり本部交通政策部長、危機管理・報道監、県立病院好生館長及び東京事務所長並びに各本部副本部長、農林水産商工本部生産振興部副部長、県土づくり本部交通政策部副部長、総括政策監、出納局長及び労働委員会事務局長
- 第十四条中「総務部人事課長」を「経営支援本部職員課長」に改める。  
別表第一を次のように改める。

### 別表第一（第九条関係）

評定者及び調整者

出納局		水産課全国豊かな海づくり大会推進室		消防防災課原子力安全対策室		部企画グループ		本部企画・経営グループ		政策監グループ		所属等名
主幹	副幹	右以外の職員	副室長	右以外の職員	副室長	技術課長	右以外の職員	右以外の職員	新政策推進担当	副課長	政策監	被評定者
課長	課長	副室長	副室長	技術課長	技術課長	副部長	副課長	副課長	総括政策監	政策監	政策監	評定者
課長	課長	副室長	副室長	技術課長	技術課長	部長	部長	部長	総括政策監	総括政策監	総括政策監	第一次調整者
課長	課長	副室長	副室長	技術課長	技術課長	部長	部長	部長	総括政策監	総括政策監	総括政策監	第二次調整者





															県立病院好生館副館長							
栄養管理科		放射線科 放射線検査科					医 看護師長		事務局						企画・経営室							
長	栄養管理	職員	右以外の	副検査技師長	放射線技師長	検査技師長	放射線技師長	副館長	課	右以外の職員	揮下にある職員	係長の指長	主任幹	課長	副事務長	事務長	職員	右以外の	室長			
医	副栄養管理	副検査技師長	副放射線技師長	放射線検査技師長	医	副館長	副館長	課	課	課	課	課	課	課	課	課	室	副館長	館長			
副	副館長	検査技師長	放射線技師長	医	副館長	副館長	副館長	副事務長	課	課	課	課	課	課	課	課	副館長	館長	副館長			
館	館長	技師長	技師長	副館長	館長	館長	館長	事務長	事務	事務	事務	事務	事務	事務	事務	本部	館長	館長	本部			
長	長	長	長	館長	館長	館長	館長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長			
総合看護学院																						
係主	教務	事務	副学院	学院	右以外の職員	准看護師	主任看護師	助産師	主任看護師	看護師長	医	副総看護師長	医療情報室			薬剂科			職員	右以外の	理長	副栄養管
幹	部	部	長	長	職員	師	師	師	師	長	師	長	室	室	室	室	室	室	職員	職員	職員	職員
事	副	副	学	学	医		看	看	看	副	医	総	副	副	副	副	副	副	副	副	副	副
務	学院	学院	本部	本部	長		護	護	護	総	長	看	室	室	室	室	室	室	副	副	副	副
長	長	長	長	長	館		師	師	師	看	館	看	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
副	副	副	副	副	館		長	長	長	看	館	看	副	副	副	副	副	副	副	副	副	副
学院	学院	学院	本部	本部	館		師	師	師	看	館	看	室	室	室	室	室	室	副	副	副	副
長	長	長	長	長	館		長	長	長	看	館	看	長	長	長	長	長	長	副	副	副	副
学	副						總	總	總	看	館	看	副	副	副	副	副	副	副	副	副	副
院	本部						看護	看護	看護	看	館	看	館	館	館	館	館	館	副	副	副	副
長	長						師	師	師	看	館	看	長	長	長	長	長	長	副	副	副	副



農業大学校																			
果樹分校 畜産分校	職員以外 の	教課 長	部 長	副 校 長	校 長	三瀬分場				本場の部に属する職員				職員以外 の	係主 幹				
						職員以外 の	揮下にあ る職員	係長の指 揮	係長	職員専 門研究 分場長	職員専 門研究 係長	係長	部 長						
副分校 長	教課 長	部 長	副 校 長	校 長	副 本 部 長	分 場 長	係 長	分 場 長	所 長	係 長	部 長	副 所 長	係 長	課 長					
分校 長	部 長	副 校 長	校 長	副 本 部 長	本 部 長	所 長	分 場 長	所 長	副 本 部 長	部 長	副 所 長	所 長	所 長	副 所 長					
校 長	校 長	校 長	副 本 部 長				所 長			所 長	所 長	副 本 部 長	所 長	所 長					
長	長	長	長				長			長	長	長	長	長					
局																			
労働委員会事務 課	右以外 の現地機 関	右以外 の職員	課 長(乙)	課 長(甲)	副 所 長	右以外 の職員	係 長	総務課 長	副 場 長	場 長	右以外 の職員	調査船		係 長	専 門 研 究 員 幹	主 幹	総 務 課 長	副 所 長	所 長
												職員以外 の	船 長						
局長	右以外 の職員 機	副 本 部 長	副 所 長	副 所 長	所 長	係 長	場 長	場 長	副 場 長	本 部 長	係 長	船 長	副 所 長	副 所 長	所 長	所 長	所 長	副 所 長	本 部 長
局長	副 本 部 長	本 部 長	副 所 長	副 所 長		副 場 長	場 長	場 長	副 本 部 長	本 部 長	副 所 長	副 所 長	副 所 長	所 長	所 長	所 長	所 長	副 本 部 長	本 部 長
		所 長		副 本 部 長		場 長		副 本 部 長			所 長	所 長			副 本 部 長				

備考

		副 課 長	課 長	課 長	課 長
	係 長	副 課 長	課 長	課 長	課 長
右以外の職員	副 課 長	課 長	課 長	課 長	課 長

- 一 本部長は、副本部長が現地機関の長を評定する場合には、当該現地機関の長の職位と同等以上の職位にある本部内の職員を指定して評定を行わせ、副本部長がその調整を行うことにより副本部長の評定に代えることができる。
- 二 本部長は、副本部長が現地機関の職員を調整する場合には、副本部長の調整の前に被評定者の職位と同等以上の職位にある現地機関以外の本部内の職員を指定して調整を行わせることができる。
- 三 本庁の課長及び室長並びに現地機関の長は、本庁の係長に相当する職にある者の評定及び調整を行う場合は、この表によらず職員を指定して評定及び調整を行わせることができる。
- 四 政策監グループとは、政策監及び佐賀県行政組織規則（平成十六年佐賀県規則第十六号。以下「組織規則」という。）第二十三条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。
- 五 企画・経営グループとは、組織規則第二十二條第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。
- 六 企画グループとは、組織規則第二十二條第三項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。
- 七 東京事務所の項の課長（甲）とは、東京事務所の課長のうち課長（乙）以外の者をいう。
- 八 東京事務所の項の課長（乙）とは、東京事務所の課長のうち本庁の係長に相当する職にある者をいう。

別表第二中 「所属部課（機関）」を「所属部課（機関）」に改める。  
 係・班名 担当

この訓令は、公布の日から施行し、平成十六年度の定期評定から適用する。

附 則

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十二月二十八日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画（株）